



Title	現代の児童労働と学校教育
Author(s)	佐々木, 宏
Citation	教育福祉研究, 4, 70-83
Issue Date	1998-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28323">https://hdl.handle.net/2115/28323</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P70-83.pdf



# 現代の児童労働と学校教育

## 1. はじめに

現在、世界の大多数の国家は、その実質的普及の程度に差こそあれ、制度として学校教育制度を備え、ある一定の年齢層の子どもの就学を義務づけている。また、現代社会ほど、学校教育制度が社会における職業や所得の分配に関わっている社会はないだろう。我が国でも、その極端な事例は批判の対象となるが、個人と学校教育制度の関わり具合（どの段階まで進んだか、どのような学校へ行っただか）によって、人間が序列化・選別される傾向が日常的にあることは言うまでもない。こうした傾向は、学校教育制度の普及度が高い国のみならず、第三世界諸国のように初等段階ですら完全に普及していない国でも同様にみられる。開発（近代化）のはじまりが世界史上の時点で遅ければ遅いほどその社会では学歴が幅を利かせる傾向があることを、ドーアは教育に関する「後発効果」と呼ぶ。ドーアに従うならば、現在、開発を進めている第三世界諸国に生きる子どもにとって、学校教育制度の持つ意味は我が国の子ども以上に、良かれ悪しかれ重要なものとなっているといえよう。

一方、近年、第三世界を中心に全世界に広がる児童労働の問題への関心が国際的に高まっている。我が国でも新聞やテレビ等のマスメディアを通じて、厳しい生活を送るストリートチルドレン、重労働を強いられ身体的・精神的に傷つく子どもたち、世帯の貧困のために信じられないほどの低賃金労働や無報酬の労働でも我慢せざるを得ない子どもたちの問題は、よく知られ、問題への関心は高い。さらに、労働それ自体過酷でないにしても働くことにより就学をはじめから、また途中で断念せざるを得ない子どもたちの問題（児童労働による就学の制限の問題）もよく知られている。しかし、翻って、これまでの児童労働研究の動向をみると、児童労働による就学の制限の問題が、

十分に議論されてきたとはいえない。児童労働の問題として、先行研究内で特に注目されてきたのは、労働を通じた子どもの虐待と児童労働の搾取であり、その結果、従来の児童労働研究では、様々な形態をとる児童労働のうち子どもの雇用労働を問題視する児童労働として研究対象に絞ってきた経緯がある。

本稿は、現代に生きる子どもにとって学校教育は良かれ悪しかれ不可欠である、という観点に立つ。現代の児童労働の問題を身体的・精神的健康の危険と児童労働の搾取と把握し、雇用労働のみに注目することによって現代の児童労働の問題に対して有効な接近ができるのだろうか。本稿では、まず、児童労働に関する従来の研究視角の有効性を、現代に生きる子どもにとっての学校教育の不可欠性という観点から検討したい。そして、その観点から現代の児童労働について簡単な考察を加える。なお、現代の児童労働の考察については、現代のインドの児童労働を例に議論を進めるが、これはインドは世界でも有数の児童労働者を抱える国であることと、本稿で注目する学校教育制度からみた児童労働の問題が古くから不就業問題として注視され（児童労働の問題として明確に位置づけられてはいないものの）、その解決のための努力が現在に至るまで続けられている国であること、の2点から取り上げた。

## 2. 現代の児童労働の問題

### (1) 現代の児童労働の類型

現代の児童労働を考える上では、まず、「児童労働とは何か」という児童労働の定義が必要となる。児童労働という語を字義通り素直に解釈するならば、子どもらによる労働活動全般と定義できる。むろん、この定義は、それ以前に論争的な領域にある「子ども」の定義と「労働」の定義を必要とするが、本稿ではあえて「子ども」「労働」の定義に関する論争まで踏み込まず、子どもによる

労働活動全般を括った緩やかな概念として児童労働という語を使用したい。

「子ども」の定義で常に論点となるのは、異なる文化・社会間での「子ども」観の相違であるが、本稿のように学校教育制度との関わりで児童労働をみる限り、子どもは必然的に学齢期（基本的に国家単位で異なる）の人間を指すことになり、それ以上の議論は必要ない。また、「労働」は、フェミニズム研究における家事労働に関する論争的な議論にみられるように、資本制社会における搾取の問題や人間の活動の経済的価値に関連して、その定義が論争的となる。しかし、学校教育制度との関わりで児童労働をみる限り、つまり児童労働が子どもの就学を制限することに注目する限り、その労働の形態や性格から労働を定義する必要はないと思われる。資本-賃労働関係における賃労働、前近代的な生産様式のなかにある徒弟労働や債務奴隷制における労働、世帯内での家事労働のような不生産的労働、家計補助的な性格を

持った労働、遊びや親による教育活動ともいえる労働等、如何なる形態や性格をとろうとも、就学を制限するならば問題的な活動として変わりない。

表2-1は1986年にユニセフが提示した現代の児童労働の類型である。表2-1に従うと、大まかには児童労働は、〈A. 世帯内での家族労働としての児童労働〉〈B. 世帯外での家族労働としての児童労働（雇用/自営）〉〈C. 世帯外での家族外労働としての児童労働〉と3つのグループに分類される。類型と同時にユニセフによって提示された図2-1は、A. B. C. それぞれのグループの児童労働の危険度（すなわち解決の緊急度）と日常性（規模の大きさ・児童労働者数の分布）を基準に整理したものである。図2-1からは、児童労働の日常性についての序列〈A→B→C〉が示される。世帯外で親から離れて働く子どもたちは、児童労働全体でみた場合その一部分しか占めず、現代の児童労働として一般的なのは、世帯内

表2-1 児童労働の類型

<u>A. 世帯内家族労働 (Within the family)</u>	
1. 家事労働 (Domestic/household task)	……調理、掃除、子守り、水汲み、洗濯等
2. 農業労働 (Agricultural/pastoral task)	……耕作、種まき、収穫、家畜の世話等
3. 工芸/家内工業 (Handicrafts/cottage industries)	……機織り、籠編み、皮革加工、木工等
<u>B. 世帯外/家族労働 (With the family but outside the home)</u>	
1. 農業労働 (Agricultural/pastoral work)	
a. 季節労働 (Migrant labour)	
b. 農業労働 (Local Agricultural labour)	
2. 家事サービス労働 (Domestic service)	
3. 建設労働 (Construction work)	
4. インフォーマルな経済活動における労働 (“Informal economy”)	
a. 雇用 (Employed by others)	
b. 自営 (Self-employed) ……洗濯業、古物回収等における労働	
<u>C. 世帯外/家族外労働 (Outside the family)</u>	
1. 雇用労働 (Employed by others)	
a. 債務拘束労働 (Tied/bonded/slave)	b. 徒弟労働 (Apprentice)
c. 熟練を要する労働 (Skilled trades) ……カーペット生産、刺繍、銅工芸等	
d. 熟練を要しない労働 (Industries/Unskilled occupations/mines)	
e. 家事サービス労働 (Domestics) ……メイドの労働	
f. 商業における労働 (Commercial) ……商店、レストランでの労働	
g. 物乞い (Begging)	h. 買春とポルノ (Prostitution and pornography)
2. 自営労働 (Self-employed) *	
……靴磨き、古物回収、新聞売り等のインフォーマル・セクターにおける労働	

注) \* C-2はいわゆるストリートチルドレンの労働である。

出所) UNICEF (1986) 'Exploitation of working children and street children' Executive board document E/ICEF/1986/CRP.3, p12.

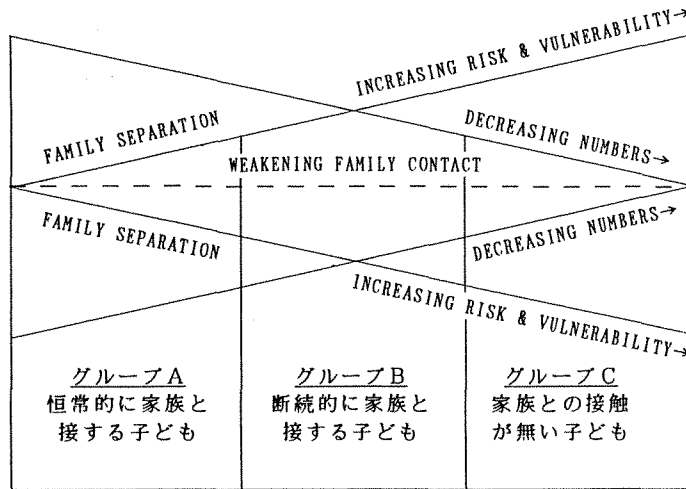


図2-1 The working children and street children matrix  
出所) UNICEF (1986) p19, Diagram 3.

外で親とともに働く子どもたちでなのである。しかし、児童労働に関する先行研究において、この子どもにとって最も日常的な児童労働は、研究対象として重要視されてこなかった。

## (2) 児童労働に関する先行研究の意義と限界

児童労働の問題は、現在第三世界諸国の国内に留まらず国際的に広く知られている。また、古くは現在の先進工業国が各々の産業革命期に体験した問題（近代の児童労働の問題）でもあるので児童労働に関する研究は数多く存在するが、それらは基本的に子どもの雇用労働を重要視するという共通した特徴を持つ。以下に示すように、雇用労働を重要視することには一定の意義があるが、雇用労働を重要視する裏返しに雇用労働以外の児童労働（表2-1のグループAとB）が軽視される傾向があることは否めない。

図2-1に示される児童労働の危険度をみると、ユニセフは様々な形態をとる児童労働のなかで、親から離れて働く子どもの労働（子どもの雇用労働やストリートチルドレンの労働）を最大の問題的児童労働とみなしていることがわかる。この、親から離れて働く子どもの労働の重視の姿勢はユニセフのみならず、従来の児童労働研究に共通する最も一般的な姿勢である。例えば、国際労働

機関 (ILO) の見解を代表する Bequele と Boyden は、「児童労働の搾取が最も劇的に顕れるのは賃労働に関わる子どもたちであることは一般的に知られている。近代的産業の発展は、労働が行われる環境、雇用関係、条件の著しい変化を伴ってきた。賃労働は、家庭でみられる活動、少なくとも世帯単位の経済活動と質的に異なっていると考えられるべきである。農耕社会における労働は世帯内で行われてきたが、近代的産業やそれに類似する部門での労働は基本的に雇用者-被雇用者の関係のなかで行われる。雇用者-被雇用者の関係にとり込まれた子どもは、大人と比べてより傷つきやすい。農耕社会で働く子どもたちが、親からの保護を受けていたことに対して、賃労働に関わる子どもたちはその保護を、近代的産業部門、鉱山、路上で失っている<sup>2)</sup>」と世帯外の雇用労働（この場合は賃労働）に焦点をあてるべきことを主張する。

また、インドの民間研究機関である Tata Institute of Social Sciences (TISS) が1980年代中葉にまとめた、児童労働と子どもの健康についての調査報告書の巻頭では、インドでも最も一般的で、どちらかといえば都市ではなく農村で広くみられる家族とともに働く子どもたちの児童労働に

ついて、「子どもによるこうした労働は、我々の研究対象としては魅力がない。我々は‘働く子どもたち’を考える際、一義的に都市で働く子どもたちを想定している。それは、都市で働く子どもたちと農村で働く子どもたちの置かれた状況には大きな違いがあるためである。児童労働が家族労働としてある限り、その労働が子どもの身体的能力を超えた苦役となることはまずないと思われる。むしろ、そうした可能性は否定しないが、子どもの身体的能力以上の労働を親が子どもに強制することは想定しがたい。他方、都市で働く子どもたちは、親子関係とは決定的に異なる雇用者－被雇用者の関係のなかにある。この雇用者－被雇用者の関係は、様々な‘搾取的’現象を生起させる。雇用者－被雇用者の関係における搾取の側面は、子どもに対して身体的能力を超えた労働が要求されることであり、その状況は、ディケンズやその他の小説家が叙述した19世紀のイギリスにおける子どもの状況と同様である。<sup>3)</sup>」とする。

図2-1において、親との接触度を基準にして児童労働の危険度が測られていること、またBequeleとBoyden、TISSが雇用者－被雇用者の関係を児童労働問題発生の契機として強調していることから、労働を通じた身体的・精神的健康の危険と児童労働の資本による搾取が児童労働の問題として想定されていることがうかがえる。確かに、こうした点は改善の対象とすべき緊急の問題であることは間違いない。また、労働を通じた身

体的・精神的健康の危険と児童労働の資本による搾取に注目するならば、児童労働のなかで特に雇用労働（特に都市地域での）に焦点があてられることは、一定の意義があると思われる<sup>4)</sup>。しかし、現代の児童労働の問題は、この2点に尽きるのだろうか。

現代の子どもにとって学校教育を受けることが不可欠である限り、児童労働は学校教育の問題として顕れる側面を持っているのではないだろうか。その問題とは、就学の欠如ないし制限である。そもそも、従来の児童労働研究においては家族労働が研究の対象外とされることが多かったので、家族労働も含めた児童労働が就学を制限していることの直接的な実証例は少ないが、現在の第三世界に広く見られる教育指標（就学率や中退率）に関する男女間格差<sup>5)</sup>は基本的に女子の役割である家事労働負担による就学の制限を示唆する。また、表2-2としてあげる子どもの生活時間調査の結果からは、労働の形態にあまり関わりがなく児童労働が就学を制限することがうかがえよう。如何なる形態をとろうとも児童労働は、すべての子どもの就学が義務づけられた学校教育制度が存在する社会においては、子どもの義務就学を制限するという可能性を持っている。確かに先行研究で想定されているように家族労働としての児童労働は、労働それ自体は過酷ではないかもしれない。しかし、その労働が子どもの就学を制限するならば、研究の対象として意識する必要があるのでは

表2-2 カルナータカ農村部における5-14歳の子どもの生活時間調査

年 収 (成人一人当たり)	Boys			Girls		
	HHW*	DPW**	Schooling+	HHW	DPW	Schooling
Rs 800 未満	1.20	2.76	1.44	2.59	1.87	1.24
Rs 800-1499	0.99	2.40	2.10	2.54	1.89	1.44
Rs 1500-2999	0.96	2.59	2.14	2.48	1.89	1.34
Rs 3000 以上	0.64	1.30	3.49	2.36	1.11	2.63

注) \* Household Work 水汲み、食事の準備、乳幼児の世話等の家事雑役

\*\* Directly Productive Work 家畜の世話、家業の補助、賃労働等の「生産的労働」

+ 家庭学習を含む就学に関わるすべての活動

いずれも単位は時間 (Hours) で標本数男子 344 人、女子 384 人の平均値を示す。

出所) R.Kanbargi and P.M.Kulkarni 'Child Work, Schooling and Fertility in Rural Karnataka, India' pp142-144, Table 8.4 in R.Kanbargi (ed) 'Child Labour in the Indian Subcontinent' Sage, New Delhi (1991) pp125-163

ないだろうか。

むろん、先行研究においても、労働を通じた身体的・精神的健康の危険と児童労働の資本による搾取という問題点に加え、労働による就学の制限は現代の児童労働の問題点として全く無視されてきたわけではない。また、児童労働者に対する学校教育の供給の重要性もしばしば指摘される。ユニセフは表2-1と図2-1を提示した1986年の報告で、児童労働の子どもの発達に及ぼす負の影響として「教育へのアクセスの制限」をあげ、就学の欠如が子どもの将来的な生活を貧しくすることを問題として指摘した<sup>6)</sup>。ユニセフは「家族のための労働」の問題として常に就学の制限をあげてきたので、家族労働としての児童労働にも注目してきた。しかし、図2-1にあるようにユニセフも、最終的には問題解決に関する緊急性という観点から雇用労働に問題の中心をおいている。つまり、就学の制限という問題は子どもの虐待の問題等と比較すると解決の優先順位が低く位置づけられているのである。また、学校教育制度（義務教育制度）の普及が児童労働の問題の解決の有力な手段として、多くの先行研究において指摘されてきたことも事実である。しかし、多くの場合、労働から子どもを解放し、虐待や搾取から保護するための手段として学校の普及が強調されることが特徴的である<sup>7)</sup>。やはり、先行する諸研究においては、一義的に子どもの虐待や労働の搾取の問題に重点を置き、児童労働による就学の制限それ自体の問題については、十分に目を向けてこなかったのではないだろうか。

### (3) 不就学問題から現代の児童労働を論ずる意義

現代の児童労働を考える上では、現実的には児童労働による就学の制限の問題に目を向けざるを得ない。それは、子ども自身の不利益に児童労働の問題の所在を置くユニセフが、雇用労働に焦点をあてるという伝統的な姿勢をとりつつも、常に就学を制限するという意味で家族労働の問題性を指摘せざるを得ないことにも端的にあらわれよう。

不就学問題から現代の児童労働を考えざるを得ないのは、一つに現時点では児童労働の完全な撲滅が、第三世界の多くの国で望めないことから、必然的に社会全体として基礎教育段階での長欠、中途退学、未就学といったいわば不就学現象として問題が顕在化するためである。児童労働による不就学は、日本でも高度経済成長期以前まで、長欠問題として一般的な現象として存在し、学校教育の課題となっていたが、高度経済成長期を経て児童労働がほとんど子どもの生活から消滅したために、その問題は自然に消滅したという経緯がある。こうした経緯は、我が国のみならず、現在の先進工業国が社会経済的発展の過程で同様に経験したものであろう。

翻って、現代の第三世界を中心に展開する児童労働と学校教育の関係をみると、程度の差こそあれ、日本の高度経済成長期以前の状況とほぼ近似しているといってもよい。では、日本のような社会経済的発展の経過を世界すべての国がたどると仮定し、その解決例から不就学問題の自然消滅という楽観的な展望を描くことができるのだろうか。確かに、日本と基本的に同様の急速な社会経済的变化を経験した国々、また現段階でその最中にある国々は存在し、そうした国々では児童労働が子どもの生活から消滅ないし漸次減少傾向にある。例えば香港における児童労働は、近年急速に消滅したことが有名で、その効果的な児童労働政策が模範例として紹介されるが、と同時に急速に進んだ社会経済的発展が児童労働問題解決の背景にあることも指摘される<sup>8)</sup>。

しかし、成功の事例の一方で、先進国へのキャッチ・アップ路線が依然として軌道に乗らない国々も多く存在する。少なくとも、すべての国々において日本の高度経済成長期のような急激な社会的・経済的变化を期待することはできないと考えた方がよいのではないだろうか。事実、現在、多くの第三世界諸国では、子どもの生活のため、また世帯の経済活動のため、さらに社会経済的発展のためにも児童労働が依然として不可欠であり、その結果、基礎教育普及が進まないという問題的

Child labour perpetuates poverty as children become part of the destructive intergenerational rhythm of repetitive impoverishment.

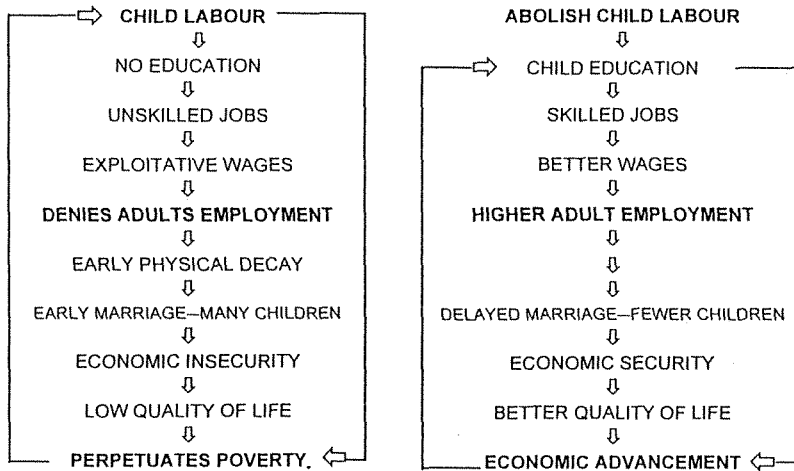


図 2-2 貧困と児童労働の悪循環

出所) UNICEF 'The Progress of Indian State' India Country Office, New Delhi, p63 (1995)

現象が顕れている。こうした国々では児童労働による就学の制限の結果である不就学問題に目を向けざるを得ない。

さらに、不就学に注目して児童労働を論ずる意味としては、児童労働の問題を解決する上での積極性があげられる。不就学を解決すること、すなわち学校教育の効果的な普及を図ることは、従来、考えられてきたように子どもを有害な労働から解放するという、いわば間接的な解決策に留まらない。児童労働の最大の要因の一つとして持続する貧困が知られているが、「教育へのアクセスの制限」の問題としてユニセフが指摘した如く、貧困と児童労働の相関は、貧困と児童労働の世代間循環のなかにある。その悪循環において学校教育の果たす役割は大きい。図 2-2 としてあげたモデル図では、児童労働の撲滅 (ABOLISH CHILD LABOUR) がその悪循環を断ち切る手段として提示されているが、低教育の改善を貧困と児童労働の世代間循環を断ち切る手段と考えることもできるのではないだろうか。児童労働の完全な撲滅を急速に進めることは現段階では、非常に難しいとされている。ならば、貧困と児童労働の悪循環

に現実的に対応するためには、低教育の改善、すなわち児童労働によって就学が制限されざるを得ない子どもたちに対して如何に教育を保障してゆくか、という議論が重要になるだろう。

また、貧困と児童労働の悪循環は、社会全体でみた場合、一方の極に富裕と高学歴の世代間循環をおいて存在し、「貧富の差」をその代表例とする社会経済的不平等の再生産構造のなかにある。従って、不就学に注目して児童労働を論じ、児童労働者への教育保障を考えるならば、社会経済的不平等の再生産構造の打破にまでその議論の展望は広がってこよう。

### 3. 現代の児童労働と学校教育

#### — インドを例に —

第 2 節では、現代の児童労働とその問題を把握する上で学校教育という要素を無視することができないこと、また、現在の第三世界では児童労働の存在が良かれ悪しかれ子どもや世帯にとって、社会にとって不可欠であるが故に不就学という形で現代の児童労働は問題化することを指摘した。本節では、具体的にインドを例に挙げて、児童労働

働の不可欠性と不就学について言及したい。

### (1) 社会経済的状況と児童労働

第三世界諸国における児童労働政策の近年の動向の特徴としては、児童労働の即時撲滅や児童労働の全面的禁止が政策目標から外され、児童労働の部分的禁止（一部の雇用労働の禁止）と規制をその課題とする傾向が指摘できる。インドにおける児童労働政策もその動向に従って1980年代後半に大きな転換点を迎えた。Narayanは近年の政策転換の基礎にある基本的考えを、①児童労働で最も搾取的な労働は賃労働であること（世帯内労働と比較して）、②子どもによる雇用労働の全面的禁止は非現実的で、政策的努力は働く子どもたちに適切な労働環境を保障することに向けられるべきこと、③禁止労働から解放した子どものリハビリが考慮されるべきこと、④特に児童労働が顕著にみられる地域における所得向上計画、雇用創出計画、教育計画、栄養計画、職業訓練計画が重視されるべきこと、と4点に整理する<sup>9)</sup>。

児童労働の全面的禁止から部分的禁止と規制へという政策の転換は、端的にいうならば、現段階では児童労働を全面禁止することは現実的に不可能であるという認識から出発している。では、なぜ、現時点で児童労働の全面的禁止が不可能だとされるのだろうか。結論からいえば、現在のインドでは児童労働が、子どもにとって、世帯にとって、さらに社会全体にとって不可欠であるためである。

まず、指摘されるべきは大規模な貧困層の存在である。インドでは一人当たりの消費支出額と平均栄養摂取量を基準にした貧困線が設定されているが、1990年代における貧困線で測られた貧困率（全人口にしめる貧困者の比率）は、都市地域で約30%、非都市地域で約40%となる<sup>10)</sup>。世帯の低所得を契機として、子どもが労働に参加することは想像に難くない。事実、多数の地域調査が、世帯の低所得が児童労働の主要な要因として存在していることを実証している<sup>11)</sup>。低所得を契機にした児童労働とは、直接的に家計を補助する賃労働に留まらない。貧困世帯の生存戦略の立て方、また

世帯のおかれた環境によって、貧困による児童労働が家業の補助労働として、また家事労働として顕れることは容易に想像できるだろう。

大規模な貧困層の存在は、現在、多様な形態で展開する児童労働の要因となっているが、現時点では急速な改善の見通しは立っていない。1990年代以降、インドは外資の積極的導入等の結果、一定の経済成長に成功し現在もその成長が継続しており、経済成長を通じた貧困問題の改善が期待されるが、1990年代に入ってから貧困率の推移はその期待を裏切り、横ばいしない若干の上昇をみせる<sup>12)</sup>。また、開発経済学におけるグズネツの「逆U字型仮説（近代的経済成長の初期においては所得分配の不平等化が進むという仮説）」に従うならば、現在の経済成長が初期の段階に貧困層の生活を向上させると楽観視することはできないだろう。

次にインドで児童労働を不可欠にしている要因としてあげられるのは、現在の産業構造や生活様式の伝統性（先進工業国を近代化のモデルとした場合での前近代としての伝統性）である。現在、文化人類学が研究対象とするいわゆる未開社会においては、生産活動に、また生産活動を支える家事労働に、子どもがしっかりと役割を期待されていることがよく知られている。我が国でも、高度経済成長期以前までは多くの子どもの生活において労働が日常的であった。むしろ、ここでいう児童労働とは戦前は工場法、戦後は労働基準法と児童福祉法といった子どもを労働から保護する法令に触れない範囲内の児童労働である。こうした児童労働は、日本の産業構造が第一次産業中心で、また生活基盤が整備されず、家事労働がサービスとして商品化されていなかったこと等、産業構造や生活様式の伝統性を背景にしていた。我が国の戦前の生活綴方教育の実践記録をみると、家業としての農漁業の補助労働や家事雑役の補助（子守り、調理、洗濯、風呂炊き等）に子どもが日常的に関わっていたことがうかがえる。そもそも、伝統的な生産のあり方や生活のあり方が児童労働を前提にして成立しているのだから、一般論としていう

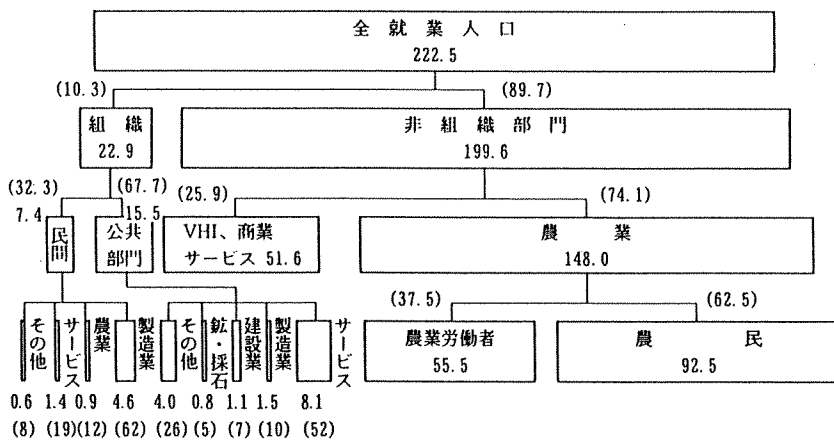
ならば、産業構造や生活様式の伝統性が残存する限り子どもに対する労働の要請は継続するといえよう。

インドでは、その生産のGNPに占める割合は31.7%（1991-1992年）に低下しているが、依然として全労働人口の62.7%（1990-1991年）が第一次産業に偏っている<sup>13)</sup>。また、インド他の第三世界諸国では、近代的産業部門に対比されるいわゆるインフォーマル・セクター（インドでは第一次産業も含んだ概念として非組織部門と称される）における、家族単位で行われる生産活動が大規模に展開されていることが知られている。この非組織部門の存在は児童労働の要因の一つに数えられる。インフォーマル・セクターの一般的特徴としては、①新規参入が容易であること、②現地の資源を利用していること、③家族経営が中心であること、④小規模であること、⑤労働集約的で技術水準が低いこと、⑥労働者の技能が正規の学校教育外で得られていること、⑦市場が公的な規制を受けることなく競争的であること、が渡辺によってあげられるが<sup>14)</sup>、家族経営、労働集約的、低技術といった特徴からは、児童労働がその生産活動に

適合的であること、またその生産そのものが児童労働を前提に成立していることが示唆されよう。ここでは、1981年における全就業人口の部門別分布の模式図として図3-1をあげるが、この図からは現代のインドで如何に非組織部門の規模が大きいか分かる。

児童労働を前提にして成立する非組織部門の存在は、児童労働が世帯の経済活動において不可欠であるという意味で、児童労働を不可欠にしているだけではない。第一にインドの社会全体にとって非組織部門が必要であるがために、非組織部門における児童労働が必然化することがあげられる。インド全体の生産に占める非組織部門における生産の割合は、漸次低下しているが、1990年代に入っても依然として全生産の60%以上を占めていることはインド経済における非組織部門の重要性を示すだろう<sup>15)</sup>。さらに、1990年代以降の経済政策においては、国際競争力のある工業の発展が課題とされているが、この課題には非組織部門における小規模工業も含まれる。近年、欧米を中心に広がった反児童労働キャンペーンである南アジア産カーペット不買運動がカーペット産業に大

(単位：100万人、カッコ内%)



(注) VHI……村落・家内工業

図3-1 就業者の組織・非組織部門別分布 (1981年)  
出所) 押川文字編『叢書 カースト制度と被差別民 第五巻』  
明石書店 (1995年) 82頁

打撃を与えたことなどは、輸出用商品生産における児童労働の重要性を示唆するが、非組織部門の活性化が経済発展のために必要であるならば、当然そこでの児童労働は経済発展のために不可欠な要素となろう。

さらに、非組織部門における児童労働は現時点では子どもの発達にとってもある種の不可欠さを持っている。インフォーマル・セクターの一般の特徴として渡辺があげた6番目の特徴（⑥労働者の技能が正規の学校教育外で得られていること）は、非組織部門における労働者の技能が非組織部門における労働を通じて獲得されていることを意味する。全就業人口の大部分は非組織部門労働者であることから、子どもの大部分が将来的に非組織部門労働者となるのが運命づけられていると考えられるが、この条件の下では非組織部門における児童労働が教育的活動として子どもにとって積極的に必要とされることとなろう。Bremanはグジャラート州の調査から、徒弟として入門する際に支払われる入門費用の存在を報告した<sup>16)</sup>。これは徒弟労働の教育的効果に対する親の期待を示唆しよう。また、家族単位での生産における児童労働が子どもの発達に寄与するという理由から、インド政府の現行の児童労働対策の対象外とされていることも、非組織部門における児童労働の積極的意義の認知度の高さを示す。インドにおける非組織部門における児童労働は、ある種の教育的活動として子どもにとって不可欠なのである。

## (2) 不就学とその問題

現代のインドの児童労働は、貧困のため、その産業や経済のあり方のため、現段階では不可欠であるといわざるを得ない。その結果、児童労働政策では、児童労働を全面禁止することは現実的に不可能であるという認識が生まれるが、児童労働の不可欠性は現状を追認するだけでは留まらない問題的現象の要因となっている。それが児童労働による学校教育就学の制限に端を発する不就学である。

ここでいう不就学とは、すべての国民が対象と

なり基本的に8年制（5年制の小学校と3年制の高等小学校）の無償義務制の制度として存在する基礎教育（Elementary Education）における、中途退学現象と未就学現象（はじめから一度も就学を経験しない子どもの存在）を意味する。1981年インド国勢調査は基礎教育対象年齢層の約半数である8,000万人という不就学人口を報告した<sup>17)</sup>。1990年代に入ってから正確な不就学の規模は不明であるが、1986年に行われた第5回全インド教育調査は、基礎教育対象年齢層の子どもの30%におよぶ約5,000万人の不就学人口を報告した<sup>18)</sup>。

大規模な不就学の存在は、先ほど確認した児童労働の不可欠性を背景にしている。例えば、1986-87年に実施された第42回NSSで調査された「未就学の理由」「中途退学の理由」の結果にそれは端的に示される。その結果は表3-1、表3-2として提示した。表には「学校が近くにない」「入学待機」といった直接的に児童労働とは関係ない理由もみられるが、未就学、中途退学いずれにおいても「世帯の経済活動への参加」「家事労働の負担の重さ」といった児童労働の要請を示す解答の割合は高い。また、比較的高い割合を占める「その他の経済的理由」や「学業への無関心」という理由は、先ほど指摘した低所得層の存在や非組織部門における児童労働の積極的意義に対応するといえよう。

さらに、この大規模にみられる不就学が、ある一定の偏りを持った広がりを見せることは、不就学を問題として考える上で注目すべき点である。その偏りとは、不就学の非都市地域、女子、低所得層、低カースト層への集中であるが、この傾向は、児童労働がある一定の集団にとって、より不可欠であることを示唆しよう。すなわち、現代のインドにおいて、児童労働が様々な意味で必要とされ、またその結果、未就学や中途退学という形で就学が制限されるのは、ある特定の属性を持つ子どもたちであって、すべての子どもたちでない。インドでは、ほとんど就学することがない子どもたちが存在する一方で、極めて熾烈な学歴競争が

表3-1 未就学 'Never-Attended' の理由の分布 (6歳以上) 第42回 NSS 1986-87年

未就学の理由	非都市地域			都市地域		
	男子	女子	Total	男子	女子	Total
1. 幼すぎて就学不可能	5.70	3.88	4.61	6.71	3.63	4.73
2. 学校が近くにない	9.94	10.46	10.25	5.86	9.00	7.89
3. 学業への無関心	25.18	32.32	29.46	23.46	32.90	29.55
4. 世帯の経済活動への参加	18.87	9.04	12.98	17.11	6.83	10.48
5. その他の経済的理由	31.12	23.56	26.59	34.76	22.59	26.91
6. 家事労働の負担の重さ	1.27	9.87	6.42	0.90	10.70	7.22
7. 入学待機	0.96	0.51	0.69	1.36	0.80	1.00
8. その他の理由	6.96	10.37	9.00	9.83	13.56	12.23
計 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注) 原表中では、1. Too young to go to school、2. Schooling facilities not available、3. Not interested in educational studies、4. For participation in household economic activities、5. Other economic reasons、6. Busy in attending domestic chores、7. Waiting for admission 8. Other reasonsである。

出所) B.S.Minhas (1992) 'Educational Deprivation and its Role as a Spoiler of Access to Better Life in India' p85, Table ED. 2, in A.Dutta&M.M.Agrawal (ed) 'The Quality of Life' Indian Institute of Advanced Study (IIAS), Delhi, pp81-98.

表3-2 中途退学 'Drop-outs' の理由 第42回 NSS 1986-87年

中途退学の理由	非都市地域			都市地域		
	男子	女子	Total	男子	女子	Total
1. 学業への無関心	26.57	33.25	26.26	23.62	28.47	25.60
2. 世帯の経済活動への参加	26.80	9.38	19.17	22.80	6.71	16.28
3. その他の経済的理由	20.63	14.97	17.11	24.15	15.42	20.58
4. 家事労働負担の重さ	2.01	14.25	5.54	2.20	15.93	7.77
5. 学業不振	18.43	16.68	16.29	21.28	18.77	20.27
6. その他	5.56	11.47	15.63	5.95	14.70	9.50
計 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

注) 原表中では1. Not interested in education/further studies、2. For participation in household economic activities、3. Other economic reasons、4. Busy in attending domestic chores、5. Failure、6. Othersである。

出所) B.S.Minhas (1992), p88, Table ED. 4.

展開されていることに示されるように、学校教育と深く関わる子どもたちも多数存在する。ならば、児童労働による不就学とは、就学できない事自体に付随する問題（識字能力獲得機会を失うこと等）、に加えて働く必要のない子どもたちとの比較から生ずる問題（不就学者と就学者の将来的生活の格差）をはらんでいるといえよう。

働く必要があり学校から離れる可能性の高い子どもたちに、被差別社会集団出身であること、また低所得層出身であることといった特定の属性がみられるという事実は、そもそも、学校教育と子どもの関係が既存の社会経済的不平等に規定されていることを示唆する。その傾向に、職業や所得

の分配に学歴が持つ力を加味すると、結局社会経済的不平等の再生産の循環のプロセスに、児童労働による不就学は組み込まれているといえよう。インドにおける不就学とは、労働を通じて教育を受ける子どもたち（就学しない子どもたち）と就学を通じて教育を受ける子どもたちの間にある不平等の問題という性格を色濃く持っているのである。

#### 4. 小括

本稿では、まず、現代の児童労働の問題について検討した。従来の研究は児童労働の問題を、資本による子どもの虐待や児童労働の搾取とし、主

たる研究対象を雇用労働としてきたが、この研究視角からのみで現代の児童労働を把握することは十分であるといえない。児童労働が如何なる形態をとろうとも就学を制限する可能性を持っていることは、現在の第三世界における不就学という現象からだけではなく、高度経済成長期以前の我が国の状況からも、明らかであろう。

日本では、急速な社会経済的發展を通じて児童労働そのものが子どもの生活からほとんど消滅したために、児童労働が就学を制限する結果としての不就学問題は深刻化しなかったが、児童労働を要請する社会経済的状況の急速な変化が期待できない現代のインドでは児童労働は深刻な不就学問題として顕在化している。こうした状況を考慮するならば、児童労働による就学の制限の問題は、現代の児童労働における重大な問題として認識されるべきで、また家族労働としての児童労働の問題性も強く認識されるべきではないだろうか。むしろ、従来の研究が問題視してきた子どもの虐待や児童労働の資本による搾取は、依然として重要な問題でありその対策は継続されるべきであろうが、少なくとも家族労働を研究や政策の対象から除外することの問題性は、本稿における検討を通じて指摘できるだろう。

現在、不就学問題を抱える第三世界諸国の多くではフォーマルな形態の学校教育制度以外のチャンネルを通じた公教育の供給が大規模に展開されている。例えば、インドでは1970年代以来ノンフォーマル・エデュケーション (Non-Formal Education: NFE) というパートタイム教育制度が、働く子どもたちを対象に供給されている。世界的にみると、NFEは働きながら学ぶことができるというその形態上の特性から、成人教育や生涯教育の制度として注目を集めているが、インドの場合、その制度が義務教育年齢の子どもを対象に実施されているという特性を持つ。これは、インドにおける児童労働の根の深さを示すものとなる。我が国において児童労働が日常的だった時代に、現代のインドのようにフルタイムの教育制度とは別系統のパートタイムの教育制度が大規模

に供給されることはなかったことを想起すればよい。つまり、我が国では、基本的に学校教育が児童労働を従属させることが可能であったことに対し、現代のインドでは学校教育が児童労働に対しある種の妥協をせざるを得ないのである。

最後に、不就学から現代の児童労働をみたときには必然的に導かれる基礎教育制度の変革に関する課題をあげる。

児童労働が不可欠であるが故に基礎教育制度の変革が考えられる場合、そこで課題となるのは、如何に効果的に児童労働者に対して教育機会を保障するか、また児童労働を必要としない子どもたちとの教育機会の平等をどのようにして達成するか<sup>2</sup>の2点に収斂されるが、この両者を同時に解決することは極めて難しい。児童労働者に対して効果的に教育機会を保障するためには、まず、働く子どもの生活に合わせて学校時間を組織することや教育内容を働く子ども向きにすることが考えられるが、それだけでは児童労働を必要としない子どもたちとの教育機会の平等の達成という目的は達成されないだろう。日本でも児童労働が日常的であった時代、教育学は同様の課題に直面していた。例えば、1950年代北海道のイカ釣り漁業における児童労働と学校教育の関係を成績調査によって分析した籠山は、イカ釣り児童労働に従事する、ある階層の子どもたちと学校教育との背反関係を指摘する。籠山は、イカ釣り労働に適合的な教育を学校で提供すること（子どもの生活に教育を合わせることを「今日の沿岸漁村の経済的位置（当時のイカ釣り沿岸漁業が次第に近代化＝解体傾向にあったことを指す〈注：佐々木〉）」を考へてみれば、果たして子どもにとって良いかどうか分からない<sup>19)</sup>と評価し、児童労働と学校教育の背反関係の解消の困難さを指摘した。

現代のインドのNFEも働く子どもを想定したカリキュラムを用意しているが、そのNFEは貧困者対象の劣った教育制度として否定的に評価されることがある<sup>20)</sup>。この否定的評価がNFE対象者からの反発という形で提起されていることも、上記の二つの課題がともに解決されることの難し

さを示唆するだろう。現在、インドのNFEをめぐるっては、様々な議論が交わされているが、その評価は定まっていない。本稿で提示した、児童労働による就学の制限を児童労働の現代的問題とする立場に立つ限り、NFEのような児童労働者を対象とした教育制度を正確に評価することが必要となろうが、それは本稿に続く研究課題としたい。

### 注

- 1) ドーアは、教育における「後発効果」として、①学校の修了証書が求職者の選別に利用される範囲が広がる、②学歴インフレの進行が早くなる、③真の教育の犠牲において学校教育が受験中心主義に傾く、という三点の命題をあげ、今日の第三世界における学歴の重要性は先進工業国よりも大きいことを指摘する。R.P. ドーア(松居弘道 訳)『学歴社会 新しい文明病』岩波書店(1978年)103頁～118頁より。
- 2) A.Bequele and J.Boyden 'Child Labour: Problems, policies and programmes' p2, in A.Bequele and J.Boyden (eds) 'Combating Child Labour' International Labour Office, Geneva (1988) pp.1-30.
- 3) Usha S.Naidu and Kamini R.Kapadia (eds) 'Child Labour and Health: Problems and prospects' TISS, Bombay (1985) pp.2-3.
- 4) 資本による児童労働の搾取の問題は、資本制社会における「搾取(Exploitation)」を教科書的に資本-賃労働関係にしか介在しないものと解釈すると、子どもの賃労働に特有の問題といえる。先行研究において、子どもの雇用労働が特に重視される時、暗に以上の「搾取」の解釈が前提とされるが、O.Nieuwenhuys はインド・ケーララ州の漁村における調査を通じて、資本-賃労働関係がみられない前近代的生産様式における児童労働の搾取の問題を提起し、現行の「搾取」解釈を批判する。就学との関連で児童労働の問題を提起する本稿では強調しないが、Nieuwenhuys に従うならば、資本による児童労働の搾取の問題を重要視する先行研究における問題設定の枠内でも、家族労働としての児童労働の問

題は軽視されるべきでないといえよう。Nieuwenhuys による先行研究批判は、O.Nieuwenhuys 'Children's Lifeworlds: Gender, welfare and labour in the developing world' Routledge, London (1994) pp.9-28 より。

- 5) UNICEF 'Exploitation of working and street children' Executive board document E/ICEF/1986/CRP.3 (1986) p.8
- 6) 現在の第三世界において就学率や識字率といった教育指標は、女性の方が男性と比べて総じて低く、教育に関する女性の状況の悪さが知られている。
- 7) P.Ping-Kwun 'The protecting of working children and abolition of child labour: Hong Kong' in A.Bequele and J.Boyden (1988) pp.177-182.
- 8) ユニセフ『1997年世界子供白書』ユニセフ駐日事務所(1996年)の39-41頁では、「有害な児童労働と闘うための包括的な戦略は、児童労働の論理的な代替手段から出発すべきである。(中略)ILOは幅広いコンセンサスを反映して、就学年齢の子どもが虐待的な形態の雇用や労働に流れるのを防ぐための単一の、そして最も効果的な方法が、学校教育を普及し、改善して、子どもが進んで就学し、学校にとどまるようにすることだ」という立場をとっている。教育と児童労働は互いに深く影響し合う。すでにみてきたように、労働は子どもを学校から遠ざける。質の悪い教育もしばしば子どもを早期に中途退学させて、労働に追いやる。だが高い質の教育は、子どもを労働から引き離す。教育期間が長く、教育の質が高ければ高いほど、子どもを有害な労働に追いやる可能性が少なくなる。」という教育供給の意義が主張される。

子どもを労働から解放するために質の高い教育を供給するという手段は、児童労働の問題の対策が議論されるとき児童労働規制法の強化とセットで主張されることが多いが、労働と公教育就学は子どもにとって二者択一的な選択肢ではないこと、また、現在の多くの第三世界諸国では現実問題として通常の義務教育制度の普及政策が破綻していることを考慮すると、先進工業国で見られたように義務

教育制度の普及が単純に労働から子どもを引き離し児童労働が消滅すると考えることは現実的ではない。むしろ、先進工業国がとってきた義務教育制度の普及政策が第三世界では破綻していることを出発点にして現代の児童労働と学校教育の問題は考えられるべきであろう。

9) A.Narayan 'Child labour policies and programmes: The Indian experience' pp.145-146 in A.Bequele and J.Boyden (1988) pp.145-160

10) 本稿ではインドのNSSをもとにSenが提示した貧困率を参照している。A.Sen 'Economic Reform, Employment and Poverty' Table 1 in Economic and Political Weekly Vol.31 No.35-37 (1996) pp.2459-2477.

11) 先行研究でも貧困は児童労働の有力な原因と目されてきたので、世帯の経済状況と児童労働の関連の調査はインドでも多数みられる。いずれも、低所得と児童労働の関連を示すものだが、以下、オリッサ州州都ブバネシュワルにおける児童労働調査(家族労働は除く)、ハリヤナ州で行われたRagpiker(屑拾い)調査の結果を補表としてあげておく。

12) 注10) 参照

13) この数値はIAMR 'Manpower Profile India Yearbook 1995' IAMR, New Delhi (1995) p.154 と Government of India 'Statistical Pocket Book: India 1993' Department of Statistics, New Delhi (1995) p.43 による。

14) 渡辺利夫『アジア経済をどう捉えるか』日本放送出版協会(1989年) 94頁

15) この数値はIAMR (1995) p.240より

補1-1 ブバネシュワル児童労働者の労働参加の理由

理 由	頻度	割合 (%)
貧困のため	140	( 71.43)
親の労働補助のため	20	( 10.20)
自分の生活のため	20	( 10.20)
何もしないより良いから	10	( 5.10)
その他	6	( 3.06)
計	196	(100.00)

出所) S.K.Tripathy 'Child Labour in India' DPH, New Delhi, (1989) p149, Table 38.

補1-2 ブバネシュワル児童労働者の世帯月収

月 収 (Rs)	頻度	割合 (%)
300 未満	28	( 14.29)
300-400	36	( 18.37)
401-600	70	( 35.71)
601-800	28	( 14.29)
801-1000	18	( 9.18)
1001 以上	16	( 8.16)
計	196	(100.00)

出所) S.K.Tripathy (1989) p153, Table 41.

補2-1 Ragpicking を始めた理由

理 由	頻度	割合 (%)
両親の不和のため	16	( 10.67)
親の疾病や死亡のため	14	( 9.33)
世帯の収入を増加させるため	22	( 16.67)
貧困のため	98	( 65.33)
計	150	(100.00)

注) 両親の不和は Family conflict の訳であり、父母の不和により子どもの養育が放棄されたケースを指す。

出所) A.N.Singh 'The Child Ragpickers' Shipra, New Delhi, (1996) p92, Table 5.6.

補2-2 Ragpicker 世帯の月収

月 収 (Rs)	頻度	割合 (%)
300 未満	96	( 64.00)
300-400	26	( 17.33)
401-500	21	( 14.00)
501 以上	7	( 4.67)
計	150	(100.00)

出所) A.N.Singh (1996) p94, Table 5.8

16) J.Breman 'Footloose Labour: Working in India's Informal Economy' Cambridge Univ Press, Cambridge (1996) p.109

17) M.Weiner 'The Child And the State in India' Princeton Univ Press, Newjersey (1991) p.9

18) 拙稿「インドにおける基礎教育段階の不就学問題と学校教育制度—第5回 AIES (1986年) と第42回 NSS (1986-87年) の分析—」北海道大学教育学部紀要 第74号 (1997年)

19) 籠山京「漁村における児童労働と学校教育の関係に関する一研究」54頁『籠山京著作集 第6巻』ドメス出版 (1985年) の33頁~55頁に所収

20) インドの前・不可触民層の多くは正規の学校で就

学できなかったので、現在ノンフォーマル・エデュケーション(NFE)の対象となっているが、その前・不可触民層の教育要求を代弁する Nambissan は、現在の NFE の正規の学校と比較した際の質の悪さを取り上げて NFE による教育供給を批判する。G.

B.Nambissan 'Equity in Education?: Schooling of Dalit Children in India' in Economic and Political Weekly April 20-27 (1996) pp.1011-1024 より。

(佐々木宏・北海道大学教育学研究科博士後期課程)